

ふれあいごうど朝市・夕市

採れたて新鮮野菜や切り花、花の苗、衣料品、雑貨などがお手頃価格で販売されています。ぜひお越しください！



◆朝市 5月4日(月祝) 9:00~11:00
6月1日(月)

◆夕市 5月16日(土) 15:00~17:00

ばらの里 館内

朝市は「ばらの里コストコフェア」も同時開催！

5月・6月の特売品

「切り花」 300円→200円 限定
30
個

お買い物
いただいた方

朝市・夕市 それぞれ30名様に
先着で小松菜をプレゼント!!

5月の消費生活相談について

西濃6町共同で消費生活相談員による巡回相談を開催しています。

時間 10:00~12:00、13:00~15:00

(相談は、1人あたり60分以内で午前2人・午後2人まで)

下記の問い合わせ先にてご予約の上ご利用ください。

開催日	開催町	予約・問い合わせ
11日(月) 25日(月)	神戸町	産業環境課 ☎27-0178
1日(金) 18日(月)	養老町	☎32-1108
20日(水)	垂井町	☎22-1152
13日(水) 27日(水)	関ヶ原町	☎43-0070
14日(木) 28日(木)	安八町	☎64-3111
7日(木) 21日(木)	輪之内町	☎68-0185



あなたの町の商工会

労災保険・雇用保険の加入はお済みですか？

従業員を守ることは、事業を守ること
労働保険は「義務」と「安心」の備えです

従業員を1人でも雇っている場合、労働保険（労災保険・雇用保険）の加入は義務です。

労働保険とは

労災保険 → 業務中・通勤中のケガや病気を補償

雇用保険 → 失業時や育児・介護休業時の生活を支援
従業員だけでなく、事業主のリスク対策にもなります

こんなお悩みありませんか？

手続きが複雑でよく分からない 忙しくて申請の時間が取れない
法改正についていけない

主なサポート内容

労働保険の加入手続き 保険料の申告・納付事務
従業員の雇用保険資格取得・喪失届 年度更新手続き

●委託するメリット

事務負担の軽減
手続きミスの防止
本業に専念できる
事業主の労災加入(特別加入)も可能

●未加入のリスク

万一の事故時に多額の費用負担
行政指導・追徴金の可能性

●神戸町商工会は、厚生労働大臣認可の労働保険事務組合です。事業主に代わって、労働保険の各種手続きを行います。

神戸町商工会 〒503-2305 神戸町大字神戸520番地の1 ☎27-4185 <https://www.gifushoko.or.jp>